

『監査法人のガバナンス・コードへの対応（ドライラン版）』

当法人では「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」の採用にあたって本原則を実践し、また、当法人の行動規範である①監査品質を重視し公認会計士が担う社会的責任を全うする②組織の透明性を重視し細心有用な情報管理を行い、機動的な組織の運営を行う③組織としての監査能力の向上と持続可能な専門サービスの提供を行う等の社会的な要請に応えるための組織運営を行って参ります。

監査法人のガバナンス・コードの対応状況は、以下の通りであります。

原則・指針	対応状況	CorE
-------	------	------

C:コンプライ(Comply) E:エクスプレイン(Explain)

《監査法人の役割》

原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 当法人は法人理念として「監査の専門家として品質管理を最優先とした会計監査を遂行し、財務諸表の信頼性を確保する事により、企業・投資家及び資本市場の参加者全体の発展に寄与する。」を定めております。包括代表社員は経営理念を事務所のホームページや法人内のグループウェアに掲載するほか、全役職員が参加する全体研修において繰り返し伝達し、個人面談の機会やアンケートを通じてその浸透度を確認しております。社員は社員会や法人内の各部会の構成員の役割を担い、業務管理体制の整備に対するそれぞれの責務を果たしております。（P1「1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要（1）監査事務所の最高責任者からのメッセージ」）	C
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 上記の 1-1 で示した経営理念と共に、当法人ではそれを実践するための行動指針を定め全社員職員への周知を図っております。（P1「1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要（1）監査事務所の最高責任者からのメッセージ」）	C
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。 当法人は監査業務の品質や職業的専門家としての倫理の遵守に重きを置いた人事評価規程及び人事評価のマニュアルを制定しており、その人事評価の規定類は法人内のグループウェアに掲載し構成員に周知するとともに、構成員の適切な動機付けにつながるべく個別面談の機会を通じてフィードバックしております。（P1「1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要（1）監査事務所の最高責任者からのメッセージ「監査品質の向上」）	C

指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人で定める行動指針の浸透を通じて、構成員相互のコミュニケーションを大事にした開放的な組織文化・風土の情勢に努め知見や経験の共有と積極的な議論を促しております。また、品質管理委員会より会計基準や監査基準等に関わる情報を定期的に法人の構成員に発信すると共に、ディスカッションを重視する小集団の研修の機会を通じて会計監査を巡る課題や知見の共有をしております。（P2 1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要（1）監査事務所の最高責任者からのメッセージ「人材育成」）	C
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当監査法人は被監査会社から非監査業務の依頼があった場合には、当監査法人の倫理規程に従い利益相反や独立性の観点から受嘱の可否を判断しております。また、構成員の兼業・副業に関する利益相反や独立性の懸念についても倫理規程において方針及び手続を定め、定期的に独立性の確認を実施しております。（P11 2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤（iii）職業倫理及び独立性＜独立性の確保のための体制＞）	C
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等も該当はありません。	N/A

《組織体制》

原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人は、迅速な経営意思決定を実施するため執行部会を設けております。社員会から執行部会への権限委譲の範囲や職務分掌については、組織規程及び執行部会規程に明記しております。（P13 2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤）	C
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	（各項目毎に記載しております。）	

	・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	法人の規程等に重要事項として定めた事案については、外部の専門家による見解の問い合わせを実施した上で、審議部会において審議した上で監査上の判断を行うこととしています。当該手続が適切に実施されたかどうかについては評価部会においてモニタリングを実施することとしております。（P11 2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤（vi）監査業務の実施）	C
	・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査チームにおいて、経営者等と定期的に企業及び企業環境の理解のため、ビジネスリスクの把握のためにディスカッションを実施するとともに、監査役等も定期的に事業リスクや虚偽表示リスク等についての意見交換を実施しております。業務執行社員が収集した情報から監査上のリスクが高いと判断される場合には審議部会及び社員会において追加的な情報収集の実施や対応方針の検討を行います。	C
	・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当法人では、職業的専門家としての能力を維持向上させるため、全体研修及び小集団研修による研修プログラムを提供しております。構成員の評価は監査業務の品質や職業的専門家としての倫理の遵守に重きを置くとともに客観的・公正な評価を可能とする人事評価規程及び人事評価のマニュアルを制定しており、評価結果については適切な動機づけにつながるよう個別面談の機会を通じてフィードバックしております。（P16 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤（ii）人事評価（iii）人材育成）	C
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当法人では2025年3月期より全エンゲージメントを対象として電子監査調書システムを導入しております。また、監査業務効率化に資する最新のIT技術について継続的に情報収集を行い、当法人の現場への活用を検討しております。（P19 2. 経営管理の状況等（4）IT基盤）	C
指針 2-3	・ 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	執行部会のメンバーは包括代表社員により社員の中から推薦され社員会により選任されます。包括代表社員は選任検討書の評価項目に従い執行部会メンバーに必要とされる資質を評価した上で推薦する人員を選定しております。	C

《経営機能》

原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は経営執行を監督・評価する機関として評価部会を設置しております。評価部会は執行部会メンバーとは異なる社員で構成され、独立性を有する第三者の有識者もメンバーとなっております。（P13 2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤）	C
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	評価部会には独立性を有する第三者がメンバーとなっており、法人の品質管理の維持向上や法人のガバナンスの観点から有益な助言を得ております。（P13 2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤）	C
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	（各項目毎に記載しております。）	
	・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言	独立性を有する第三者である評価部会メンバーは当法人のグループウェアにアクセスすることにより業務執行に関する会議体の全ての資料や議事録等を確認することが可能となっております。法人の評価部会としてのモニタリングを通じて把握した課題に対する対応について、あるいは積極的に執行サイドから相談した経営課題に対して助言を受けております。	C
	・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与		
	・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	経営執行を行う人員等の選任や退任、評価及び報酬については、独立性を有する第三者は評価部会のメンバーとして法人で定める適切なプロセスを踏んで決定されているかという観点からのモニタリングを通じて関与していただいております。	C
	・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針に関しては、独立性を有する第三者は評価部会のメンバーとして法人で定める適切なプロセスを踏んで決定されているかという観点からのモニタリングを通じて関与していただいております。	C

	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	内外からの通報に関する方針及び手続については公益通報者保護規程及び監査マニュアルに定めており、通報があった場合に適切な対応がなされているかどうかについては評価部会のモニタリングの対象となっております。また、ホットラインの通報先として独立性を有する外部の第三者を含めており、リアルタイムで情報が伝達される仕組みを整備しております。	C
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	監査品質等に関する被監査会社へのインタビュー（3社）及びアンケートの結果について独立性を有する第三者にフィードバックすることにより課題を共有し監査品質の維持向上に資する助言を得ております。	C
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者であるメンバーを含む評価部会のメンバーは当法人のグループウェアにアクセスすることにより業務執行に関する会議体の全ての資料や議事録等を確認することが可能となっております。評価部会は定期的に開催され、その場で独立性を有する第三者に対する法人の業務執行に関する情報提供が行われております。	C

《業務体制》

原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	経営理念や行動指針、その他法人内で共有すべき重要事項については包括代表社員から全体研修会の機会に直接構成員に伝達されるとともに法人のホームページや法人内部のグループウェアに掲載されております。また全社員は社員会等の機会を通じて価値観を共有しており、その価値観は個別面談や監査チームにおけるチームミーティングの機会に業務執行社員から法人の構成員に伝達しております。チームミーティングや小集団研修では品質管理に関する意見交換や議論を積極的に行うことを奨励しており、実行されております。品質管理に関する現場の声は個別面談やアンケート等の機会を通じて聴取し、品質管理の維持向上のための施策に反映させることとしております。	C
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人では、職業的専門家としての能力を維持向上させるため、全体研修及び小集団研修等による研修プログラムを提供しております。構成員の評価は監査業務の品質や職業的専門家としての倫理の遵守に重きを置き職業的懐疑心の発揮を評価対象とした客観的・公正な評価を可能とする人事評価規程及び人事評価のマニュアルを制定しております。評価結果については適切な動機づけにつながるよう個別面談の機会を通じてフィードバックしております。（P15 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤）	C

指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	（各項目毎に記載しております。）	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	部会や委員会のメンバーの選定は包括代表社員が知見や経験等を考慮して原案を社員会に推薦し、社員会において決定しております。また、監査チームの編成表については執行部会においてメンバーの能力・経験等を踏まえて作成しております。以上より適材適所でバランスのとれた法人の構成員の配置が実現されております。	C
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当法人の構成員の採用はほとんどが業務経験者であり監査以外の業務を経験している人員が多いこと、また面談や人事評価の機会を通じて本人の専門能力や希望を把握し、会計監査に関連する幅広い知見や経験の蓄積が可能となるよう考慮して適切なアサインと研修プログラムの提供を行っております。（P15 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤）	C
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	当法人では、構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を客観的・公正に評価することが可能となるよう人事評価規程及び人事評価のマニュアルを制定しております。評価結果については適切な動機づけにつながるよう個別面談の機会を通じて本人にフィードバックするとともに、法人のバランスのとれた人員の配置のため監査チーム編成等にも活用しております。（P16 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤（ii）人事評価）	C
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当法人では研修プログラムとして定期的な全体研修及び小集団研修を提供しております。また、日本公認会計士協会等外部の研修において受講を推奨する研修を指定し、法人の構成員に対して十分な受講時間が確保できるようにアサインのスケジュールに反映しております。（P16 2. 経営管理の状況等（3）人的基盤（iii）人材育成）	C
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	被監査会社の CEO や CFO 等の経営幹部とは定期的に企業及び企業環境の理解のためビジネスリスクの把握のためにディスカッションを実施するとともに、監査役等とも定期的に事業リスクや監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行っております。	C
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内外からの通報に関する方針及び手続については公益通報者保護規程及び監査マニュアルに定めており、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないよう明記しております。通報があった場合にその情報の公表や活用について適切な対応がなされているかどうかについては評価部会のモニタリングの対象となっております。また、ホットラインの通報先として独立性を有する外部の第三者を含めており、リアルタイムで情報が伝達される仕組みを整備しております。	C

《透明性の確保》

原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組については、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において説明し、法人のホームページにおいて公表しております。	C
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	（各項目毎に記載しております。）	
	・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、包括代表社員からの経営方針及び監査品質向上に向けた取組についてのメッセージを記載し、法人のホームページに公表しております。	C
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	当法人は「監査の専門家として品質管理を最優先とした会計監査を遂行し、財務諸表の信頼性を確保する事により、企業・投資家及び資本市場の参加者全体の発展に寄与する。」を定めております。包括代表社員は経営理念を事務所のホームページに掲載しております。	C
	・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における事務所の概要を構成するものとして、監査品質の指標(AQI：Audit Quality Indicator)を記載し、当法人のホームページにおいて公表しております。なお、AQIについては、年に一回実施している監査品質等に関する被監査会社へのインタビュー、被監査会社及び職員へのアンケートの結果を反映しております。	C
	・ 監査法人における品質管理システムの状況	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（1）品質管理基盤（P6～）及び（別紙）「業務及び財産の状況に関する説明書類」において説明しております。	C
	・ 経営機関等の構成や役割	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（2）組織・ガバナンス基盤（P13～）において説明しております。	C
	・ 監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方		
	・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（1）品質管理基盤（iii）職業倫理・独立性（P8～）の中で非監査業務の位置づけを説明しております。	C

	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（4）IT基盤（P19）の中で説明しております。	C
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（3）人的基盤（P15～）の中で説明しております。	C
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（5）財務基盤（P19）の中で説明しております。	C
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」における2. 経営管理の状況等、（6）国際対応基盤（P20）の中で説明しております。	C
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	当法人の評価部会において本原則の適用状況や品質管理の向上に向けた取組の実効性を評価しております。評価結果については当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「説明書類」において説明しております。	C
指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、包括的な業務提携等についても該当がありません。	N/A
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況		
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。		
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価		
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要		

指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社の CFO や監査役等に対して年に 1 回監査品質等に関するインタビューあるいはアンケートを実施し、その結果を社員会で共有し、課題について議論し、更なる監査品質の維持向上に活用しております。インタビュー及びアンケートの結果は独立性を有する第三者にも共有し、その知見に基づく助言を得ております。 資本市場参加者に対しては、日本公認会計士協会のウェブサイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上に、監査品質の向上に向けた監査事務所の取組に関する監査事務所の包括代表社員によるメッセージ動画を公表することを通じたコミュニケーションを実施しております。	C
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人の評価部会において本原則の適用状況や品質管理の向上に向けた取組の実効性を評価し社員会に報告する予定としております。評価結果については当法人のホームページにおいて公表する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「説明書類」において説明しております。	C
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社への監査品質に関するインタビューやアンケートによる評価の結果及び本法則の適用状況の評価結果については、社員会で共有しさらなる品質管理の維持向上や、より良い法人運営に活用しております。	C